

2005年知的財産翻訳検定【共通課題】

本設問は、翻訳能力とともに、特に米国特許出願を念頭において特許に関する基本的な用語や概念についての知識と理解の程度をみるためのものです。下記の英文全体を、日本語原文を尊重しつつ、できるだけ自然で、明快かつ簡潔な英語に翻訳してください。翻訳後の英文について語数の制限は設けませんが、標準的にはほぼ300語程度になります。

実用特許出願を準備し、出願手続を遂行するに当たっては、特許庁が出願の対象となっている発明について特許を付与する前に、いくつかの形式的な、そして法律的な要件を満たすことが必要です。

形式的な要件は比較的単純です。米国では、明細書、少なくとも一のクレーム、そして必要な場合には図面さえあればよいのです。発明者の宣言書あるいは宣誓書や、いうまでもなく出願手数料は、後で提出することができます。

法律的な要件はこれよりいくぶん混み入っています。簡単に言えば、特許を受けることができるためには、その出願に記載されている発明が、新しく、自明なものでなく、かつ有用なものでなければなりません。新しい、すなわち「新規性」を有するには、その発明が先行技術のどんな一部に対しても異なるものでなければなりません。先行技術を構成するのはなにかというのは判断するのが難しいこともありますが、一般的には、先行して発行された特許、先行する刊行物、すでに公衆に利用可能となっている発明を具体化した製品、方法が含まれます。

非自明性はまた「進歩性」とも呼ばれますが、これは、出願に係わる発明と先行技術との間に有意な差異がなければならないことを意味します。ある発明が非自明であるかどうかは、通常特許庁での出願手続遂行においてもっとも議論となる問題です。

有用であることという要件、いわゆる「有用性」要件を満たすことは、普通難しいことではありません。この要件が非常に広義に解釈されるものだからです。

特許を受けることができない、つまり「法上の保護対象」とならないものがいくつかあります。自然法則は特許を受けることができず、また抽象的な考え方、単に発見されたものについても同様です。しかし、生物は、工学的な産物であれば、特許可能です。したがって、バイオテクノロジーや遺伝子工学については、すでにクローン生物の生成に到達していますが、これらが急速に進歩すると、将来的にはそのようなクローン生物の知的財産権の妥当性について深刻な問題が生じることになりそうです。